

代車費用に関する補償の変更について

2021年1月1日以降、約款冊子で規定する代車費用に関する補償について、「災害発生時の特則」を新設し、補償内容を拡大いたします。

1. 変更の概要

(1) 「災害発生時の特則」の新設

代車費用に関する補償について、「災害発生時の特則」として、以下の規定を新設・適用します。

【災害発生時の特則】

- 台風、洪水、高潮その他の災害の影響により生じた代車の不足等の事情により、被保険者がご契約のお車の代替交通手段として代車を借り入れることができないと弊社が認めた場合で、被保険者が代車の代替として他の交通手段の利用を必要とするときは、その交通手段を利用したことにより被保険者が負担した費用のうち、弊社が認めた費用を代車費用に含めます。
- 台風、洪水、高潮その他の災害の影響により生じた修理工場の混雑等の事情により、ご契約のお車に生じた損害を修理するために必要とする期間が著しく長くなると弊社が認めた場合は、代車を借り入れた日の初日または他の交通手段の利用の初日のいずれか早い日の翌日から起算して1年以内、かつ、次に定める日までの代車費用に限ります。
 - 事故、盗難の場合：代車を借り入れた日または他の交通手段を利用した日が通算して30日となった日
 - 故障の場合：代車を借り入れた日または他の交通手段を利用した日が通算して15日となった日

(2) 規定変更による補償内容

「災害発生時の特則」により、以下の補償が可能となります。なお、いずれの場合も、各特則で規定する状況が発生していることを弊社が認めるときに限り適用可能となりますので、ご注意ください。

- レンタカー等の代車の借入れが困難な場合で、その代替として電車・バス・タクシー等の交通手段を利用したときの費用を補償すること。
- 修理期間が著しく長くなる場合に、保険金の支払対象となる代車やその他の交通手段の利用日数を、代車やその他の交通手段を初めて利用した日の翌日から1年以内の「通算日数」でカウントすること。

2. 変更の対象

本規定の変更は、2020年12月31日以前保険始期契約について適用します。保険始期ごとに対象となる特約は、下表のとおりです。

保険始期	特約名
2019年1月1日以降	代車費用補償特約
2018年12月31日以前	車両保険の代車費用に関する特約

※ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

以上